

大治町建設工事請負業者選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大治町工事等請負業者指名審査会（以下「審査会」という。）における建設工事の請負業者（以下「業者」という。）の選定方法を定めるものとする。

(発注基準)

第2条 一般競争入札又は指名競争入札の発注基準は、大治町建設工事請負業者格付要領（平成14年訓令第8号）に基づき格付した等級について、別表のとおりとする。

(選定基準)

第3条 一般競争入札における入札参加資格は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づく許可建設業の種類
- (2) 建設工事に対応する格付等級又は法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の総合評定値
- (3) 法上の主たる営業所の所在地又は契約締結営業所の所在地
- (4) 同種同等の施工実績
- (5) 配置技術者の資格
- (6) その他必要な事項

2 指名競争入札における業者の指名は、次に掲げる事項により選定するものとする。

- (1) 発注工事に対応する許可業者
- (2) 建設工事に対応する格付等級
- (3) 地域要件
- (4) 工事施行能力
- (5) 同種同等の施工実績
- (6) その他必要な事項

3 前2項で定める建設工事に対応する格付等級について必要があるときは、一段階上位又は一段階下位の等級から選定することができる。

(選定基準の特例)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、段階の区分にかかわらず、業者を選定することができる。

- (1) 災害復旧工事等で、緊急又は短時間で完了する必要があるとき。
- (2) 特定の機械又は技術を必要とするとき。

(選定の内申)

第5条 業者の選定は、主管課長の内申に基づき行うものとする。ただし、主管課長に事故のあるとき又は欠けたときは、主管課長補佐がその職務を代理する。

(随意契約の手續及び業者の選定)

第6条 随意契約の必要が生じたときは、その理由を主管課長が審査会に内申し、協議のうえ適正な業者を選定するものとする。ただし、主管課長に事故のあるとき又は欠けたときは、主管課長補佐がその職務を代理する。

(指名停止)

第7条 業者が不誠実な行為をしたと認めるときは、審査会に諮り、入札参加又は指名を一定期間停止することができる。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、審査会において定める。

附 則

この訓令は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1 土木工事

等級	総合評点	設計金額（概算見積金額）
A	800点以上	3,000万円以上
B	700点以上 800点未満	1,000万円以上 5,000万円未満
C	600点以上 700点未満	300万円以上 2,000万円未満
D	600点未満	300万円未満

2 建築工事

等級	総合評点	設計金額（概算見積金額）
A	1,000点以上	1億円以上
B	700点以上 1,000点未満	5,000万円以上 1億円未満
C	600点以上 700点未満	1,000万円以上 5,000万円未満
D	600点未満	1,000万円未満

3 その他工事

等級	総合評点	設計金額（概算見積金額）
A	700点以上	1,000万円以上
B	500点以上 700点未満	500万円以上 1,000万円未満
C	500点未満	500万円未満